

壱岐市 S X 推進事業仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

壱岐市 S X 推進事業

(2) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

2 事業の目的

本事業は、以下の 3 つの重点領域を統合的に推進することで、地域価値の最大化と持続可能な社会モデルの構築を目的とする。

① 知恵と創造性が循環する学びの提供

市民一人ひとりが主体的に学び、新たな価値を創造できる環境を整備することで、地域を支える人材の育成と知の循環を促進する。

② エンゲージメントパートナーと連携したソーシャルイノベーションの創出

多様な外部パートナーとの強固な信頼関係（エンゲージメント）を基盤に、市民や学生から新たに創出されるアイデアを実現することで地場産業の活性化や高付加価値化を図る。

③ 医療格差のない高齢者社会への対応

テクノロジーの活用と地域コミュニティの再編により、居住地域や属性に左右されない質の高い医療・福祉サービスを提供し、全ての高齢者が安心して暮らせる社会を実現する。

3 業務内容

(1) 中学生 1 年生向け SDGs 教育プログラム

中学生が 2030 年の地域の姿を想像し、その姿を実現するにはどうしたらよいかをバックキャストイングで考え活動するプログラムとする。

中学生へのワークショップ実施による意識改革・行動変容を促す直接効果と、中学生の活動を通して地域住民(大人)をナッジする間接効果により、住民が自分たちの地域の未来を真剣に考え、地域の活性化を図ることを目的とする。

① 教育プログラムの設計と授業支援

- 総合的な学習の時間（計 12 時限相当）を活用したプログラムを実施する。

② フィールドワークの実施（夏休み期間中）

③ 教材の開発・提供

- 生徒用ワークブック、教師用解説書

（授業のポイントや進行目安を記し、学校単独での実施を支援するもの）

- その他偉業に必要な補助教材や必要備品一式

④ 保護者や地域住民への成果発表の企画運営

⑤ 自走化に向けた支援

- ・将来的に学校が自立してプログラムを継続できるよう、学年主任や担任教諭への事前説明や運営フォローアップを行う。

(2) 高校イノベーションプログラム

本市における人口減少と若者の地域離れという課題に対し、高校生が地域の資源（ひと・もの・こと）への理解を深め、自ら未来をつくる「イノベーション教育」を実施する。

① 壱岐探究チーム（学内プログラム）の運営支援

- ・地域資源を軸とした探究活動のテーマ設定支援
- ・地域関係者へのインタビュー、アイデア創出プロセスの指導

② 壱岐イノベーション・サマーコンテスト（学外プログラム）の企画運営

- ・市内全高校生を対象に2日間程度の集中プログラム（コンテスト形式）を実施。
- ・参加生徒が主体的に「壱岐の未来をつくるアイデア」を立案・発表する構成とする。
- ・サマーコンテストで生まれたアイデアを通年の探究活動に接続できる仕組みの検討。

③ 広報誌や外部プログラムとの連携

(3) 高校地域連携コーディネーターの派遣

市内高校生を対象とした探究活動等の高度化支援を行うことを目的とする。高校・地域・行政・大学・企業との橋渡し役（コーディネーター）を配置し、探究テーマに応じた事業者等のマッチングや、活動の深化のための伴走支援を行うことで、地域課題の解決に向けた実践的な学びを促進する。

(4) 市民対話会・エンゲージパートナー交流会

壱岐市がいつまでも住みやすい島であり続けるために、住民が積極的に語り合い、具体的な活動までを導く場として「壱岐なみらい創り対話会」を開催する。

① 「壱岐なみらい創り対話会」の実施（年4回以上）

- ・市民からの自主的な活動テーマの創出と活動に結びつくプログラム設計を行う

② 対話会と高校生プログラムの共創実現

- ・壱岐なみらい創り対話会と高校生イノベーション教育プログラムとの連動

(5) 共創アイデア実証補助

SDGs 発表会でアイデアプレゼンされた商業高校や市民団体等による、地域の課題解決に資するプロジェクトへの伴走支援とプロジェクト実証に向けた費用の助成を実施する。

(6) SDGs 関連情報発信

壱岐市における SX（サステナブル・トランスフォーメーション）推進の一環として、島内外との共創づくりを目指す情報発信を行う。

- ① プロジェクトの企画・進行管理（ディレクション業務）
- ② コンテンツ制作
- ③ 効果測定と分析
 - ・ SNS 等のリーチ数、フォロワー属性、閲覧数の推移等の分析。
 - ・ 発信をきっかけとした島外企業や個人からの問い合わせ状況の把握。
 - ・ 次年度以降の連携可能性に向けた課題整理。

(7) 医療 DX による居住地域や属性に左右されない医療・福祉サービスの提供

二次離島における医療格差是正を目的とした遠隔医療 DX に関する実証実験を実施する。

- ① フレイル高齢者に対するウェアラブルデバイスを用いたバイタルデータの収集と分析手法の実証
- ② フレイル予防に向けてウェアラブルデバイスを用いたバイタルデータの定量的評価に基づいた運動指導の実証
- ③ 終末期患者に対するバイタルサインの収集と分析手法の実証
- ④ 活習慣病予防に向けてウェアラブルデバイスを用いたバイタルデータの収集と分析による睡眠時無呼吸症候群（SAS）の予兆検出の実証
- ⑤ その他、目的達成のために必要な業務

(8) プロジェクト管理

事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、全体進行管理、関係者調整、成果管理等を一体的に実施する。

- ① 事業全体のスケジュール策定および進捗管理を実施する。
- ② 関係団体との連絡調整を行う。
- ③ 成果の可視化及び改善策の提案を行う。

4 履行場所

壱岐市ほか

5 納入成果物

- (1) 業務に関して作成した全ての成果品データを格納した電子媒体
- (2) 業務完了報告書（A 4 判、データ）

6 著作権等

本事業上の著作権及び所有等に関する一切の権利は、壱岐市に帰属する。制作物に使用された写真・イラスト・文章等は、制作物の複製だけでなく、発注者が自由に使用できるものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (2) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年第 57 号）を遵守しなければならない。
- (3) 本市は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (4) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市が承諾した場合はこの限りではない。

8 その他

本仕様書は事業の概要を示したものであり、詳細については、委託者と受託者による協議の上、必要な変更を加えて決定するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは本市と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業含まれるものとする。